

「うまさぎっしり新潟・食の大商談会」印刷物作成業務委託

プロポーザル募集要領

2019年2月

公益財団法人にいがた産業創造機構

公益財団法人にいがた産業創造機構（以下、「機構」という。）と新潟県、そして県内金融機関等は、県産食品・食材の販路開拓・拡大を目的に、平成20年度から東京都内で商談会を開催しており、2019年度は「うまさぎっしり新潟・食の大商談会」と題して、9月に開催する予定としております。

今般、当該事業に係る印刷物作成業務を受託する事業者を、公募プロポーザル方式により募集します。

なお、この募集は、2019年度の予算成立を前提として業務委託先を公募するものであり、予算の成立をみなければ、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しませんので、予め御了解願います。

1 業務の概要

(1) 業務名

うまさぎっしり新潟・食の大商談会に係る印刷物作成業務

(2) 目的

本業務は、うまさぎっしり新潟・食の大商談会を開催することにあたり、その出展者募集案内、来場者募集案内、ガイドブック、ホームページ等の作成を行うものである。

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から「うまさぎっしり新潟・食の大商談会」開催日（2019年9月予定）までただし、ホームページのメンテナンスについては2020年3月31日まで

2 見積限度額

2,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税及び地方消費税の税率等については、下記「12 その他留意事項」にて確認すること。

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 新潟県内に本社または事業所を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加申込

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込期限：2019年2月28日（木）17時（必着）

申込先：下記「13 問合せ先」に同じ

方法：持参又は郵送

5 質問の受付け及び回答

(1) 質問の受付期間

期限：2019年2月27日（水）から2019年2月28日（木）17時まで

受付場所：下記「13 問合せ先」に同じ

方法：別紙様式2「募集要領等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には〔質問書〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、上記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

(2) 質問の回答について

期日：2019年3月6日（水）

回答先：上記5により申込のあった全参加者にメールで回答する。

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

6 提案書類の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本7部）

(ア) 「業務仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

a 実施体制

(a) 本業務を実施するに当たっての担当セクション、業務責任者、担当職員氏名、役割、経歴及び主な実績

(b) 協力企業を含む業務全体の実施体制 など

b 別紙様式3「企画概要」

コンセプト、デザイン・配色の特徴、工夫・留意した点

※1ページ以内で、簡潔に記載すること。

c デザイン案

ガイドブック表紙及び商品紹介ページデザイン案、ホームページ（トップページ及び出展企業一覧ページ）デザイン案、ペーパーバッグデザイン案

d ガイドブックの作成手順（入稿、校正）

(イ) 提案書は表紙に「うまさぎっしり新潟・食の大商談会に係る印刷物作成業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。

(ロ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式4「会社概要書」(正本1部)

ウ 別紙様式5「類似業務実績一覧表」(正本1部)

過去に類似業務(ガイドブック、ホームページ作成)の実績がある場合は、当該内容について記載すること。

エ 見積書(任意様式)(正本1部)

本業務委託にかかる見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。

(2) 提出期限等

2019年3月14日(木) 17時

(3) 提出先

下記「13 問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。

(5) 委託先選定数

1者

7 審査要領

(1) 審査方法

下記(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	配点
1 類似業務の実績 ガイドブック、ホームページ作成の業務の実績があるか。	10
2 本業務の実施体制 本業務を実施する上で、実現可能な体制が確保されているか。	10
3 デザイン 本商談会に相応しいデザインか。秀逸か。独自性はあるか。	60
4 ガイドブックの作成手順 円滑に進められるか。企業へのフォローはどうか。	20
5 価格	10

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

9 日程

募集要領公表	2月18日
参加申込期限	2月28日
質問の受付	2月27日～2月28日
質問の回答	3月6日

企画提案書の提出期限	3月14日
審査委員会	3月18日
業者の決定	3月20日

10 委託契約の締結

機構は、審査会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 契約に係る条件等

- (1) 本業務においては、別記1「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (2) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出こと。

12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却しない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、受託者とならない場合がある。

- ① 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載しない、又は虚偽の記載をした者
- ③ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合

(6) 消費税及び地方消費税の取扱

見積額算出における消費税及び地方消費税の税率については以下のとおりとする。

- ・ 2019年9月30日までの「部分引渡し」については、旧税率8%
- ・ 2019年10月1日以後の「部分引渡し」については、新税率10%

その他の取扱については、国税庁消費税率室が平成30年10月に公表した「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」のとおりとする。

13 担当課（問合せ先）

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9F

公益財団法人にいがた産業創造機構

経営支援グループ販売促進チーム 担当 佐藤、佐々木

電話025-246-0044 FAX025-246-0030 e-mail:shoku@nico.or.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。